

名古屋市公衆浴場法施行条例等が

改正されました。

昨今の営業形態の多様化や市民意識の変化などを踏まえ、現在の社会状況に即した基準となるよう見直しを図り、併せて、より衛生的な施設環境を保持するためにレジオネラ属菌対策等に係る基準を条例化しました。



< 条例の主な改正点 >

1 体系の見直し

< 改正前 >		< 改正後 >	
第 4 条	全ての公衆浴場 ・構造設備の基準 ・衛生管理等の基準	第 1 項	第 2 項
		普通公衆浴場 構造設備の基準	衛生管理等の基準
第 5 条	構造設備の基準 衛生管理等の基準	その他の公衆浴場 構造設備の基準	衛生管理等の基準

→ 「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準を区分して設けました。

2 構造設備の基準 (第 4 条第 1 項 (第 5 条第 1 項において準用する場合を含む。))

既存の施設には改正前の基準が適用されますが、
施行日以降に構造設備を変更する場合は、改正後の基準が適用されます。

★施行日：令和 8 年 4 月 1 日★

(1) ろ過器等の基準

新設 (第 4 条第 1 項第 8 号)
ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。 ア ろ過器は、1 時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。 イ ろ過器は、逆洗浄 (湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。) その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造とすること。 ウ ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。 エ ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。 オ ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。

(2) オーバーフロー水の基準

新設 (第 4 条第 1 項第 9 号)
浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造とすること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。 ア 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、当該湯又は水を回収する槽 (以下「回収槽」という。) を経由して、ろ過器に送る構造とすること。 イ 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造とすること。 ウ 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。

(3) 気泡発生装置等の基準

新設 (第4条第1項第10号)
気泡発生装置等(気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。)を設ける場合は、空気取入口からほこり等が入らない構造とすること。

(4) 打たせ湯の基準

新設 (第4条第1項第11号)
打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造とすること。

(5) 水位計の基準

新設 (第4条第1項第12号)
水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造とすること。

(6) 蒸気室等の基準

改正前 (第4条第26号)	改正後 (第4条第1項第13号)
<p>蒸気室又は熱気室(以下「蒸気室等」という。)を設ける場合には、次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア <u>蒸気室等の床、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること。</u></p> <p>イ <u>蒸気室等の床は、汚水が停滞しないように適当な勾配及び排水口を設けること。</u></p> <p>ウ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。</p> <p>エ <u>蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。</u></p> <p>オ <u>蒸気室等の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。</u></p> <p>カ <u>蒸気室等には、温度調節設備を備えること。</u></p> <p>キ <u>蒸気室等の室内には、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。</u></p>	<p>蒸気室又は熱気室(以下「蒸気室等」という。)を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア 床は、<u>不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とし、汚水等が停滞しないように適当な勾配を設けるとともに、排水に適した構造とすること。</u></p> <p>イ 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。</p> <p>ウ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。</p> <p>エ 室内には、非常用ブザー等を備えること。</p>

→温度調整設備・温度計・時計の設置基準が削除されました。

(7) 飲用水供給設備の基準

改正前 (第4条第23号)	改正後
<p><u>飲用水を供給する設備は、浴室又は脱衣室の入浴者が利用しやすい場所に設けること。</u></p>	削除

3 衛生管理等の基準（第4条第2項（第12号を除く。）（第5条第2項において準用する場合を含む。））

既存の施設についても、施行日以降は改正後の基準が適用されます。

★施行日：令和8年7月1日★

(1) 浴槽水等の水質基準

改正前（第4条第4号）	改正後（第4条第2項第4号）
<p>浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。</p> <p>ア…（略）</p>	<p>入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 規則で定める水質基準*を保つこと。</p>

※「規則で定める水質基準」は下表のとおりです。

区分	水質基準（市規則第8条）
<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽水（浴槽内の湯又は水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度は、5度以下であること。 ・有機物（全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。）は8 mg/L以下であるか、又は過マンガン酸カリウム消費量は25 mg/L以下であること。 ・大腸菌は、1個/mL以下であること。 ・レジオネラ属菌は、検出されないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・原湯、原水（浴槽に新たに供給される湯又は水） ・上がり用湯、上り用水（湯栓又は水栓から供給される湯又は水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・色度は、5度以下であること。 ・濁度は、2度以下であること。 ・水素イオン濃度は、水素指数 5.8以上 8.6以下であること。 ・有機物は3 mg/L以下であるか、又は過マンガン酸カリウム消費量は10 mg/L以下であること。 ・大腸菌は、検出されないこと。 ・レジオネラ属菌は、検出されないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の入浴者の浴用に供する湯又は水 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジオネラ属菌は、検出されないこと。

➡浴槽の湯に加え、水風呂・原湯・原水・上がり用湯・上がり用水等の水質基準が設けられました。

(2) 浴槽水の消毒

改正前（第4条第6号）	改正後（第4条第2項第5号）
<p>浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上に保つようにして消毒すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上に保つようにして消毒すること。</p>

➡水風呂についても、遊離残留塩素濃度0.4 mg/L以上の基準が設けられました。

(3) 浴槽の清掃

新設 (第4条第2項第6号)
浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週1回以上、浴槽水を完全に排水して清掃すること。

(4) ろ過器等の管理

改正前 (第4条第7号)	改正後 (第4条第2項第7号)
<p><u>浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア <u>ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。</u></p> <p>イ <u>浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。</u></p> <p>ウ <u>集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</u></p>	<p><u>ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア <u>ろ過器は、毎週1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。</u></p> <p>イ <u>湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。</u></p> <p>ウ <u>集毛器は、毎日清掃し、及び毎週1回以上消毒すること。</u></p> <p>エ <u>気泡発生装置等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</u></p> <p>オ <u>浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び回収槽の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。</u></p> <p>カ <u>湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。</u></p> <p>キ <u>浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</u></p>

➡水風呂についてもろ過器等の管理の基準が設けられ、気泡発生装置等やオーバーフロー回収槽等の管理の基準が追加されました。

(5) 記録の保存

新設 (第4条第2項第9号)
第5号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査 <u>その他施設の衛生管理に係る措置</u> の実施状況について記録し、及び保存すること。

➡浴槽水の遊離残留塩素濃度の記録、レジオネラ属菌検査の結果のほか、「その他施設の衛生管理に係る措置」として、上記「(3) 浴槽の清掃」、「(4) ろ過器等の管理」に係る措置を記録し、保存してください。

4 男女混浴の禁止年齢（第4条第2項第12号（第5条第2項において準用する場合を含む。））

既存の施設についても、施行日以降は改正後の基準が適用されます。

★施行日：令和8年10月1日★

改正前（第4条第13号）	改正後（第4条第2項第12号）
8歳以上の男女を混浴させないこと。	男女（ <u>小学校就学の始期に達しない者を除く。</u> ）を混浴させないこと。

➡お子様が利用される施設におかれましては、別添のポスターを施設内に掲示していただき、利用者の皆様へ混浴禁止年齢の改正について周知をしていただきますようお願いいたします。

5 基準の特例（第6条）

○男女混浴禁止等の特例

改正前	改正後
①介助の場合の混浴	①家族の場合の混浴 ②介助の場合の混浴

➡基準の特例にて、「家族風呂」・「介助風呂」を設ける場合は、構造設備や運用についての要件がありますので、事前に管轄保健センターにご相談ください。

★今回の改正は、「構造設備の基準」・「衛生管理等の基準」・「男女混浴の禁止年齢」によって施行年月日が異なります。また、「構造設備の基準」の改正は経過措置が適用されますが、「衛生管理等の基準」・「男女混浴の禁止年齢」の改正は全ての施設に適用されますので、ご注意ください。

施行年月日	改正内容
令和8年4月1日	構造設備の基準 (既存の施設には、経過措置が適用)
令和8年7月1日	衛生管理等の基準
令和8年10月1日	男女混浴の禁止年齢

